

東京大学地震研究所附属観測開発研究センター規則

令和5年12月21日 制定

(設置)

第1条 東京大学地震研究所（以下「研究所」という。）に、附属研究施設として、観測開発研究センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、研究所の設置目的に沿い、地震火山観測機器および分析装置の維持・管理・活用等の研究支援、観測機器・技術の開発支援および、地震火山観測研究・技術開発研究を実施することを目的とする。

(構成)

第3条 センターに、センター長を置く。

- 2 センター長は、研究所専任の教授または准教授をもって充てる。
- 3 センター長は、センターを代表し、その管理運営を総括する。
- 4 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(観測所等)

第4条 センターに以下の観測所等を置く。

油壺地殻変動観測所
鋸山地殻変動観測所
和歌山地震観測所
広島地震観測所
信越地震観測所
富士川地殻変動観測所
室戸地殻変動観測所
浅間火山観測所
小諸地震火山観測所
伊豆大島火山観測所
霧島火山観測所
八ヶ岳地球電磁気観測所
強震観測室
化学分析室
機器開発室
テレメータ室

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施について必要な事項は、教授会の議を経

て、センター長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 東京大学地震研究所附属観測開発基盤センター規則（平成22年3月25日制定）は、令和6年3月31日をもって廃止する。